

第 5 回
区 政 の 透 明 性 向 上 検 討 委 員 会

〔 平 成 1 6 年 1 0 月 2 5 日 〕

(午後7時00分 開会)

委員長 それでは、第5回の区政の透明性向上検討委員会を始めさせていただきますというふうに思います。

本日は計6名の方から傍聴の希望が出ております。傍聴を許可するという事によろしゅうございましょうか。

(異議なし)

委員長 この後いらした方についても同様の扱いといたします。それでは、どうぞ入っていただいて結構でございます。

(傍聴者入場)

委員長 本日から、お2人の委員に加わっていただくというような形になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

資料の扱いでございますが、傍聴の方にご説明いたしますけれども、本日配付しております資料の1でございますが、契約事務改善に関する緊急提言の案というのがございます。これは、今日の委員会の議論の過程の意見などによって、まだ修正というのが考えられますので、委員会終了後、申しわけございませんが、また回収をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

では、会議の次第に従い議題に入りたいと思っております。

第1議題でございますけれども、契約事務改善に関する緊急提言ということで、私の方から説明をさせていただきます。これに関しまして、先般、荒川区で汚職事件が起きました。そこで問題になりました新光ビルシステムという会社と目黒区との契約について、どういう状況になっているのか。委員の方からご指摘がございましたので、この関係につきましてご説明をいただきたいと思っております。

契約課長 それでは、新光ビルシステムとの契約につきまして、私の方からご説明をさせていただきます。

まず、現在の契約中の案件でございます。これは、区民センターでございますプールの運營業務委託でございます。契約金額といたしましては、4,600万円余でございます。このプールは、屋内の25メートルプール、これは年間を通して運営をしているものと、屋外の50メートルプール、これは7月から9月上旬までの夏の間開業をしているもので、この業務の運営を委託しております。

次に、業者の決定の経過でございます。これは、契約書の保存年限が5年間のため、書類上の確認はとれていませんが、関係者などの聞き取り調査から、昭和49年の区民センターの開設当初は違う業者が行っていましたが、いつから契約が開始されたかというのは現在明らかでないという状況でございます。

次に、契約の形態でございます。これは平成11年度から書類が残っておりますので、そこまでを確認いたしましたところ、15年度の契約に向けての見積もり合わせを15年3月15日に6社で実施いたしました。その結果、新光ビルシステムが落札し、翌16年度、今年度につきましては、随意契約をしているという状況でございます。

それ以前につきましては、平成11年度の見積もり合わせを11年の3月に6社で行って、新光ビルシステムが落札し、平成12、13、14年度は随意契約で行っているという状況でございます。

次に、再委託についてでございます。これは、平成16年9月20日の荒川区長逮捕という報道の翌日だったと思いますが、親族会社へ新光ビルシステムが丸投げしているという記事がございました。それを受けて、業者へ確認を行いました。その結果といたしまして、業者側からの話では、事務担当者の申し送り事項として、昭和50年代に新光ビルシステムが受注した際に、この前受注していた会社が倒産したということで、前の業者の下請会社を継続して使うよう区から指示を受けた、現在もそれ継続しているという説明でございました。

これは、現場の混乱を避けるという意味から、なれた人をそのままということで、その当時、区が要請したという可能性はございます。ただ、この事実について、確認することはできませんでした。

ただ、昭和50年代ということもございまして、契約条項からいたしますと、第三者への委託、これは原則禁止をしてございます。必要要件があるときには、事前に区と協議をした上で、承認を得て行うということがございますので、これは問題があると判断いたしました。

その取り扱いにつきまして、区の内部で検討を行いました。

た。その結果、確認はできないということがあるんですが、契約当初に区の方から一定の指示を出していたという事実と、また履行状況、良好であるという点、また、現場で混乱を避けるという3点を配慮して、今年度については契約解除を行わずに、違反内容を是正させる方向で新光ビルシステムと話し合いを行いました。

その結果、11月1日以降につきましては、従来、再委託を行ってありました現場業務、これに従事している職員について、新光ビルシステムの社員または臨時職員として雇用するということでは是正措置を行いますという回答を得ました。したがって、今年度は、このまま業務の契約を継続したいと判断しているところでございます。

なお、新光ビルシステムにつきましては、荒川区の清掃業務の贈収賄事件で社長が逮捕されておりますので、平成16年9月21日から平成17年6月20日までの9カ月間の指名停止を行ったところでございます。したがって、来年度の契約については、4月からの契約については新たな契約はできないという状況でございます。

私からは以上でございます。

委員長 今のお話も踏まえまして、後でまたあわせてご議論をいただきたいというふうに思っております。

これも含めてでございますけれども、契約事務改善に関する緊急提言について、引き続きご議論をいただきたいわけですが、前回皆様にたたき台を私が読み上げさせていただきました。それにつきまして、皆様からメール等で意見をいただきまして、それを踏まえて、字句も含めてでございますが、修正を加えたものが、皆様にお配りしております資料1でございます。

字句の細かいところというのは別として、大きな訂正点としましては、2ページ目のところ、これは下線を引いてございますけれども、分離・分割発注の見直しというところでは、17年度につきましては、発注関係、いろいろな工事だとか業務はいろいろございますけれども、この問題になりましたところについて、特にここでもいろいろご意見が出たわけでございますので、とりあえずできるところからということで、来年度についてはとにかく清掃業務、

それから、施設管理業務に絞って実現性を求めていくというような形にしていきたいと思います。

それから、これも、小委員会等々の方でご指摘が出たところでございますけれども、総合庁舎の委託業務については、スケールメリットのある発注単位にした方がいいということで、これについても具体的に書き込むというような形にさせていただきました。

それから(2)番目ですが、その下でございますけれども、「すみやかに」という太字のところでございますが、これは、指名競争入札における選定理由の公表というものが、当初は順次公表、順次実施できるものからという形がありますが、区民の方にわかりやすいという形でなるべく早くという形で、「すみやかに」という言葉で使わせていただきました。3ページののところについても「すみやかに実施」と、順次実施というよりは、わかりやすい言葉にさせていただきました。

3ページ目でございますが、下の方です。入札監視委員会の設置でございますが、これにつきましては、当初の文面で見ますと、ここで議論が終わってしまったという感じを受けなくもないということで、具体的な議論については、当委員会これから具体的に検討していく。これをつくれというところでこれで終わりということではなくて、どういう監視委員会をつくるかということについては、ここで検討していくというようなことがございますので、この旨をここで一番下の方の下線でございますが、「なお、この入札監視等委員会の具体的な機能等については、当委員会として今後さらに検討を行っていくが」というような形で文言を入れさせていただきました。

それから、もう1点でございますが、以前の方に、委員の方から、一定額以上を行うという記述を入れる必要があるというご意見をいただきましたが、こちらの方は契約課の方で確認をしていただきましたところ、既に30万円以上の随意契約については閲覧できるようになっているということで、公表方法などは議論がございまして、これについては、もう実施されているということで、屋上屋に若干なるものですから、これは記述をしませんでした。

そういうところがここまでの先週皆様にお渡しして、その後皆様の方からご意見をメールでいただきましたものを検討させていただいて、中に織り込んだ部分でございます。

その後、先ほどの荒川区の問題なども含めまして、新しい課題が出てきたかなという感じもございまして、その点につきまして、委員の方からご指摘をいただきましたものですから、ちょっとご意見をいただけますでしょうか。

委員 緊急提言案の中で、「緊急を要する改善策」の「施設管理（清掃を含む）契約の取扱」であります。ここでこのような記述になっております。ただ、以前にまとめていただいた契約事務改善に向けた視点整備表ということで、新年度から実施すべきという網かけ部分の中に、慣例として随意契約を継続する3年から5年の期間を見直すそれ以下のところがあります。これは、数年間随意契約を行っている施設管理契約については、当該年度における履行状況を詳しくチェックしましょうという内容が書いてあります。

今回、新光ビルの事件がありまして、この新光ビルが今課長から説明がありましたように、委託事務の丸投げをしていたということでもあります。これは、区が契約の履行状況を早目にチェックしていれば、極めて早い段階で是正指導できた可能性があるということでもあります。

今回、目黒に続いて荒川で似たような汚職事件があったということ、しかも、贈賄企業が目黒区の業務を受注していたというのはかなり区民の関心の高いところであると思われま。

そこで、契約事務の履行状況について、その発注者側の区が点検を強化するというのは、私が思うに、本年度事業からでもすぐにでも実施できるということではないかと思われま。本来であれば、区民向けといいましょうか、これは目黒区が自ら現在の履行状況をチェックする。これを緊急に行いたいということ、を新聞発表するなりしてやっていただければ、区の姿勢としてかなりアピールがあったんではないかと思うわけですが、今回緊急提言ということで、外部に公表するということでもありますので、あえて点検評価について緊急提言の中で触れた方がよるしいのではないかと思います。具体的に申し上げますと、区は直

ちに契約事務の履行状況をチェックし、次年度以降の契約に生かすというような趣旨の文面をここの部分に入れていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 ご意見、どうぞ。今の丸投げというのが、私は気がつかなかったものですから・・・。

荒川の場合には、丸投げという問題が起きたもので、本当にちゃんとやっているのかどうかというのは、今契約課長の方から話があったとおり、チェックをすればある程度わかる。これがどうも余りされていないようなので、この面について一言入れた方がいいのではないかな。

ですから、ご指摘は、1ページ目の一番下のところの4の(1)の になりますか。

委員長 そうですね。

委員長 ここに、いただいたのは、区は直ちに契約事務の履行状況をチェックし、次年度の契約に生かすという、どういう形で入れましょうか。これは入れた方がいいですね。せっかくそういうご指摘がありましたので・・・。どの辺に入れるのが一番いいのかな。それとも、1項立てた方がいいのかな。本当はこれに限ったことではないでしょうね。

委員長 網かけ部分に、作業計画、実施内容、点検評価、それから次年度への改善など、業務マネジメントサイクルを明確にするとありますので、チェックをなささいというのは、このうちの一部ですよ。ですから、それを入れるのであれば、この網かけ部分を詳しくしてもいいですし、あるいは点検だけを先に緊急にやってもらうということを入れていただいてもいいし、それは本報告との兼ね合い・・・。

委員長 そうですね。本報告の方には当然入ってくる課題だと思えますが、来年度についてもそこはチェックをしてもらいたいので、これはどうしますか。とりあえず緊急提言のところの改善策の(1)の清掃業務と施設管理業務のところ、ここはそれ限っているわけですがけれども、その中で構いませんか。

委員長 はい、構いません。

委員長 ちょっと質問してよろしいですか。

今の点検という業務の中、契約状況はどういうふうに行われているかということについて、再委託関係というの

はそれほど調査には困難性は伴わないんですか。

契約課長 説明の前に一言だけ、先ほどの説明で修正といいますか、追加をさせてください。

現場業務を再委託していたということなんですが、新光ビルシステムそのものは、当然巡回・監視、指導管理業務というふうなところを自分のところでやっていて、現場業務を一部再委託していたという状況でございました。そのチェックでございますけれども、このケースについては比較的明らかに再委託というのがはっきりしているんですけれども... ..

委員 それはどうやってわかったんですか。

契約課長 業者からの聞き取りです。

委員 もし、業者が、いや、私どもの従業員でやっていますというふうに言われたときには、聞き取りだけだと確認の力がありませんよね。その場合はどうされますか。

契約課長 今考えていますのは、点検表をつくりまして、それを所管課の方に渡した上で、定期的な点検をする。例えば、制服が違うところが入ってきたとかというところについては、きちんとチェックするよというふうなことでチェック体制をとっていきたいと思っています。

委員 そんなんでは、全然チェックなんかできません。名刺だって服だって、幾らでも再委託のところに着せたり持たせたりするんだから、そんなのはチェックとは言わない。

契約課長 それと、もう1つだけ説明させていただきたいんですけれども、これは、多分に内部の反省も含めてなんですが、委託業務については、特に施設管理の総合管理をやった場合には、専門的な分野については、これは再委託せざるを得ないという部分もございます。これは、資格を持っている人でないとできないという業務、そういったものについても、事前に区側と調整をした上で承認を出すという手続を今までとってきておりません。したがって、この際、きちんとそれを再委託するものは何なのか、どういう理由でやるのか、このあたりをきちんと整理をした上で、様々なチェックをかけていきたいなと考えております。

委員 そんなのは、業務を委託するときに、専門的な知識とか資格が必要な場合はそれを整えている業者でないと受注す

る資格はそもそもないんじゃないですか。そんなのを再委託するようなことで指名に入っていること自体が、事前のチェックとしておかしいと思うけれども... ..。

契約課長 例えば電気関係の点検を行う業務とか、そういったものまで施設管理業務の中に入れてあるケースがあります。そういったのは、点検資格を持っている人でないと、その点検ができない。

委員 だから、それを用意していないような業者になんか頼むべきではないということです。

契約課長 そこまで全部をそろえている業者というのは、余りおりません。専門部分というのは再委託しているという現状があるというふうには、現在のところ、確認している中ではそういう実態がございます。

委員 長 現実には再委託の方が実際は多い... ..。

契約課長 いえ、多いわけではないです。ただ、一部やらざるを得ない部分というのがあるという実態はあります。

委員 入札制度が骨抜きになっちゃいますよね。何のために入札をするのかよくわからない。

委員 そうすると、どういう業者 履行が確保できる業者に委託するんでしょう。

契約課長 そうです。そのうちの一部については、どうしても専門性を伴わなければいけないので、そこについては再度別の業者に委託しています。

委員 レベルの低い業者に頼んで、レベルの高い業者に再委託してもらおう、こういうことになりますか。

契約課長 専門的な業者に頼むということになります。

委員 再委託をするということは、再委託された方の業者さんも利益を出さなきゃいけないわけですから、最初の業者さんが入札したというのは、若干高目の入札金額、落札金額になるんじゃないでしょうか。ということは、再委託をしなければ、もっと安く事業を発注できるということではないんでしょうか。

契約課長 そこでは、当然全体調整業務を行わなければいけませんから、その経費は入ってこざるを得ないだろうと思います。ただ、それをやった場合には、専門部分だけ切り離して別に契約をしなければいけないという実態も出てきてしまうん

です。すべて施設管理全部を責任を持ってやるという業者はそんなに現実にはいないと思っています。

委員長 実態は、多少再委託というのはもともとあり得るとい
のが前提なんですか。

契約課長 例えば清掃業務だけの委託であれば、それはあり得ませ
ん。ただ、総合管理の場合であれば、一部電気設備の関係
の点検をしなければいけません。その業務が委託内容に入
っていれば、その資格を持った専門業者にその部分だけ再
度委託をしなければいけないという業務があるということ
です。

委員 区の方には、そういう専門の方を抱えていないんですか。

契約課長 点検を行うような専門職は、すべて点検を行えるという
専門職はいません。例えば電気の専門はいますけれども、
点検資格を持っている職員というのは、探せばいるかもし
れませんが... ..

委員 でも、総合的な庁舎管理の受託をするのに、電気の点検
の職員も持っていないといたら話が始まらないんじゃない
ですか。その能力もない業者が、それはどうやって監督
するんですか。

契約課長 それは一定のもちろん電気の資格は持っているんですけ
れども、点検そのものの資格... ..

オブザーバー 今契約課長がご説明しているのは、業務を一室分野を丸
ごとどこかに再委託するという話ではなくて、例えば建築
工事ですと、このビルを建ててくださいとゼネコンさんに
請け負わせますと、例えばくい工事に関してはくい専門業
者のどこどこに施工させますという形でサブコンがついて
きます。そういった関係の部分があるということで、例え
ば電気設備の点検をするときに、ある時期停電をかけて、
一斉に検査をするというときには、それなりに電気の技術
者が通常状態とは違ってかなりの人数が入ってきて一斉に
作業をするわけですけれども、そういうときに、自社だけ
ではなくて、その電気の点検業者さんにそういう作業を一
部出しますよということがあるということです。

委員 その辺のところについては、また契約内容にかかわって
くるわけですけれども、要するに原則として再委託とい
うのは、契約条件の中に、やってはいかんという話になるん

でしょう。

ただし、区側が特に認めた場合にはその限りにあらずというふうになっている場合に、どの範囲がどうだというのは、これは判断はどなたがするんですか。契約課長がなさるんですか。要するに、これは再委託して構わない、これは再委託してはまずいというような判断というのは、どこが行うんですか。

契約課長 最終的には契約課になりますけれども、今考えているのは、専門がありますので、専門職のところで1度チェックをかけた上で、これは再委託もしようがないだろうという部分については、それを整理していくということです。

委員 ということは、そういうルールについては、従来は十分にルール化されていなかったということですか。

契約課長 はい、そうです。

委員 そうすると、今の話で言うと、最低限のルールをちゃんとつくっていかなきゃならないですね。

委員 契約書で普通の再委託はだめだと書いてあって、だめだと書いてあっても、文書による事前の同意があればいいというふうに普通はやるわけです。その場合というのは、むしろ、契約の最初から、ちゃんとこの部分はこういう理由で再委託するということがきちっとされていないと、なし崩しでやって、後から言われたって、今度だってそうでしょう。今度も、よその社員を臨時の社員にするとか何とかということでごまかして続けさせようというわけでしょう。

後から合法化するような話になっているわけで、最初からちゃんときちっと基準を示してやるべきですよ。これなんかは、それこそすぐにでもできる話です。別に庁舎管理とか何とかに限らず、すべての契約について。

というのは、今は労働者派遣法なんかとの関係で、違法な二重派遣なんていうのが横行しているわけです。その事実は皆さん当然ご存じですよ。当然契約課などでは、そういう違法な二重派遣などで、それこそもともとは、派遣法なんていうのは職安法で禁止されたやつが合法化されてきた歴史があるわけですから、ちゃんと厳しい要件の中で合法化されているわけですから、そうだとすると、いやしくも区が出している仕事の中で、違法な二重派遣なんか

なされないようにしないといけないのに、業者に聞いて、それがチェックだみたいな話で、洋服が違う服を着ているのがあるかどうか確かめたいな話は、そんなのは業者もプロなんだから、制服ぐらい自分のところの制服を着させるし、大体二重派遣なんかでも、全部名刺はその会社の名刺を持たせるんです。

だから、そうだとすると、そもそもそこに聞いてチェックするなんていうことはあり得ないことで、もし、チェックするんだったら、当該労働者に抜き打ち検査するとか何とかで、本当にその会社の社員なのかどうかを確認するというふうなことをやらないと、抜き打ち検査して1人でも出てくるような業者は、9カ月の指名停止なんかではなくて、永久追放すればいいわけだから、そういう厳しい措置をとらないと、その辺のところのチェックなんかできないと私は思います。

今は二重派遣の問題はかなり深刻な問題になっているので、一方で、派遣法の拡大というのが一つの世の中の流れかもしれないけれども、二重派遣、三重派遣が横行しているわけですから、委託禁止の趣旨というのは、一種のピンはねになっていけば、受注金額も高くなっていて、高い割には当該労働者にはきちっとした賃金が行っていないということにもなるわけですから、そのところは、そんなことがあったんだったら、かなり厳密に緊急に... ..

それから、9カ月の指名停止というのは、何かルールがあるんですか。

契約課長 これは、指名停止基準を設けてございまして、今回は3カ月から9カ月という... ..

委員 一番重いのにしたということですか。

契約課長 重いのにしたということです。

委員 どれに当てはまって、指名停止基準は3カ月から9カ月なんですか。

契約課長 東京都内の他の自治体で、贈収賄事件で、役員が逮捕された場合と... ..

委員 それで、3カ月から9カ月というふうな、今の基準は、そういう甘い基準なんですか。

契約課長 これは、国の方で一定基準を設けてありますので、それ

に基づいて設けたということです。ただ、これについては、かなり細かい基準になっています。3カ月から9カ月というふうにかなり幅がありますので、明らかに逮捕されるような事態ということについては、これは3から9なんていうことを選ぶのではなくて、これは例えば1年というふうなところで切っていきたいなというふうに思っています。

委員 逮捕だからですか。これで有罪が確定したらどうなんですか。

契約課長 逮捕で、自供していれば、その時点で指名停止です。

委員 そうなんだけれども、9カ月でしょう。10カ月目から体制を立て直してくれたら、またいいんですか。

それで、逮捕のときは、まだ無罪になるかもしれないから9カ月だけれども、有罪が確定したら、もう指名の欠格事由になるとか、そういうことはないんですか。

契約課長 ありません。

委員 そうなんですか。すぐ戻れるんですね。

契約課長 自治法上は、最大2カ年ということになります。

委員 そうなんですか。不勉強で済みません。

委員長 だから、今お話のあったように、多少の委託はあり得るんだけれども、問題は、丸投げをされてしまうと、例えば指名停止を食っているところは抜け道になるんですよ。そこで受けて、ゼネコンで上請けというやつがありましたよね。あれを結局認めちゃうというか、できちゃうことになるので、そこをどうチェックするか。

チェックの方法というのは、先ほど出たけれども、もうちょっといろいろあるだろう。それは、まだこれから考えていかなきゃならないことで、そうなると、これはここの部分の話だけではないですよ。そうなると、むしろ3ページ目のところの「事案決定の徹底及びチェック機能の強化」のところの中に入ってくる話なんではないですか。

委員 点検というのは、先ほどおっしゃられましたけれども、意外と言葉では簡単なんですけれども、難しいんです。具体的な作業内容が区の方にノウハウが蓄積されていて、そして、点検に入っていない限り点検にならないんです。

そうすると、具体的な内容がノウハウとして区の方へ蓄積されるためには、最初の段階で、例えば見積もりなんか

を出すときに、どのぐらいの作業工数見積もりが何人で、何人かかって、単価は幾らだから見積もりは幾らですよと、こういう作業内容があるからこうなんですよというような出し方をされて、それに対して実績がどうだというふうに点検していかない限り、内容把握なんかできないんです。

そうすると、現実には、一括で幾らで金額で見積もって、それで入札制度ができ上がっているとすると、最初の段階でどのぐらいの工数という把握が十分ではない状況の中で、作業内容も十分ではない、工数も十分ではない。ここで点検と言っても、本当に形式的な点検になってしまう。

ですから、後からここに書かれていますけれども、一応制度としてプラン・ドゥ・シーの点検システムを確立していくというふうな言葉遣いになっていますけれども、この部分というのは、意外と内容的に濃い部分がありますので、それで今私の方からは、緊急のところはちょっと入れ切れないかなということであえて言わない部分があったんですけれども、それは、3月までに具体的にこの点検内容についてをこういうふうにするべきだということを出したいと思っているんです。

それで、10月中にはちょっと間に合わないなと思ったんで、あえて今回出していないんですけれども、先ほどの再委託関係で言うならば、例えば相手の給与台帳を出させるとか、何らかの存在が確認できるような証拠資料を出させるようなこととセットにしてやらない限りはチェックできないんです。それが一体本当にできるのかどうかというのも、具体的に相手との情報のやりとりの関係で、前回から出ていますけれども、作業工数をどういうふうに把握するかというような報告書、給与台帳のチェック、こういうものまで含めて我々の側でチェックできるのかどうか。この辺のところの具体的な内容まで話の中で点検して、どういうチェックシステムがいいんだろうかということについて決めていかなきゃならないと思うんです。それで、私はそういう相手を点検するのは困難性がどうでしょうかという質問をあえてさせていただいたんですけれども、これは意外と大変なんです。そんな作業服程度ではチェックはできないと私は思います。

私は、緊急提言の中では、方向性としてそういう内容を入れることについては大賛成です。ただ、具体的にやっていくというときに、ちょっと内容的なものまでおりないと、実効性に薄いんじゃないかと思ひまして、それは3月までに整理していききたいなというふうに考えております。

委員 抽象的なことを指摘してそれをやると、それで終わったみたいに勘違いなさるといけないので、具体的でないとはほとんど意味はないので、抽象的なことを言って、みんなで頑張ろうというのは大体だめですから…。

オブザーバー 今のお話はよくわかる話で、最初のころに出ていた話で、プラン・ドゥ・シーのシーの部分の話として、チェックできることが次の見積もり価格などにいろいろはね返ってくるというお話で、今回の提言の中にも、一部それを見ながら、提言化するような形のものもあり、随意契約についても3年ぐらいしたらどうかというのもチェックがあって初めてできる話というのは十分ある話なので、それはそれとして、大きな課題として当然残っているとは思ひていますが、一方で、先ほどの再委託の点検の話について言えば、これは今の契約課長が申し上げていますように、具体的な話として、そういう事例があったということは事実です。

おっしゃるとおり、私も施設管理をしたときに聞いても、それは本人もちゃんと見えと言われておりますから、よほどアルバイトでたまたま来た人にぼんとでも聞かない限り、みんなしっかり言われているんだろうと思ひますので、なかなか難しいことは事実なんですけれども、できれば、清掃業務とか施設管理について言えば、具体的にそういう事例があるので、その部分の再委託については、改めて点検チェックしろということについては、この「緊急を要する改善策」の中の改善に、(1)のどこかの辺に起こしてもいいと思ひます。

その方が、私どももしやすいというのがあるんじゃないかなと。それは、先ほど委員がおっしゃったとおりというふうに思ひます。

委員長 確かにサービスの部門が一番そういうことが起こりやすいのと、だから、逆にチェックしにくいんですよ。そういう点でいけば、委員のおっしゃるとおり、(1)番に入

れた方が具体性があるし、先ほど委員のご指摘の点で、頑張ろうといけば、これはチェック機能の強化というところに入ってくるんだけど、具体的という点では、(1)番の方が具体的ではある。だから、今回については、どうしましょう。

委員 ですから、今度、これは「17年度年間契約の準備に向け」というふうなところに対して緊急提言でいいんじゃないでしょうか。

委員長 では、この4番の施設管理のところの契約取り扱いのところにとりあえず限定して入れますか。これは、施設管理契約の取り扱いについて言っているんです。契約全般に関する改善というのは(2)でありまして、その中にチェックというのが入ってはきているので、ただ、このところは、とりあえず云々は書いてあって、そこでまた、これを入れるのは、今度は委員がおっしゃるように、頑張ろうの方なんかになってしまう可能性があるで... ..

委員 今、緊急提言できる範囲というのはまだ狭い範囲ですので、それだったらこちらに入れて、3月までに、要するにチェックシステムをどうやるべきかということについての提言の中に、本格的にそういう検討をして入れていくという形ではどうでしょうか。チェックのところですね。

委員長 チェックの方に入れるということですか。

委員 はい。要するに、チェックシステムをどうするかの話はです。今委員がおっしゃられた部分は、前の方に入れるということではいかがでしょうか。それでいいんじゃないでしょうか。

委員長 前の方に一文を入れた上で、もう1回こちらの方で、履行状況のチェックの方法等については今後3月に向けて検討を重ねていくということでは入れるという形ですかね。

委員 こだわるわけではないんですけども、例えば新潟で地震が起きました。東京だって、このところ、2度ほど結構揺れて、ついに来たかみたいな感じですけども、庁舎管理の中でも一番重要なのは、ちゃんと電気が流れてくるとと、水が流れてくるとと、排水がちゃんとできることは重要ですよね。別に床が汚れたってだれも死なないですけども、だから、電気関係の点検なんかができない業者

が総合庁舎の管理を受けているなんていうのはすごくおかしなことだと思っんです。

そういう意味では、質的なものを踏まえた上で再委託のことを考えないと、難しいのはよそに任せますみたいなところに、それは逆なわけで、簡単なことはよそに任せますというのはあり得るかもしれないけれども、重要なことは自らできないと、では、地震が起きたときに、例えば総合庁舎、役所の人にはだれに連絡するんですか。庁舎管理をやっているところに連絡するんでしょう。うちは電気は専門がないんでというふうに、それから探すんですか。

オブザーバー この庁舎は、ちゃんと委託業者で電気主任技術者はおりますので、大丈夫です。

委員 今一般論として、要するに、重要な電気とか水道とか、こういうようなところに、専門性が高いからといって、それをほかへ回したら、その専門的な部分について重要な部分ですよ。その重要な部分を取りまとめるところで点検できなかつたら、これは非常に問題ですよ。

だから、その他の小さいことだったらいいような気もするんですけども、それは今委員のおっしゃるようになんか逆ではないかという気がするんですが、いかがですか。

契約課長 そのあたりが、全然と申しますか、整理されていない部分がありましたので、4月に向けてきちんと整理をした上で、契約を結ぶときには、どういったことが必要で、こういう措置をとりますというものを整理した上で契約書を結んでいこうということになんか今考えてはおります。

それが、どこが妥当なのかというのは、これから詰めていかなきゃいけないと思っっています。

委員 現実の状況もあるでしょうから、それとも踏まえながら、その辺のところをつくっていただかないと... ..。

契約課長 それがないと、逆に点検ができないという形になりますので、それは... ..。

委員 区内には、そういう適当な業者がどこもいなかったという、非常に困ったことになんかります。

委員 いずれにしても、その前に、その事実を把握しなければいけないという状況にあるのではないかな。契約課でも、要するに、これとこれは出しているというのは、今明確にこ

の部分ですよと言えないというのは、全施設について点検し切っていないという部分でありますので... ..。

委員 委員のおっしゃるように、契約準備のくくりとして、まず最初に、現状が違法行為もあるかもしれない 現実にあったわけですから、そういう現状をとにかく調査し、そして、それを踏まえた上でどうするかということについてのルール化を大至急やっていくということでしょう。

委員 それも確かに重要だと思っんですけども、非常に違和感があるのは、先ほど委員がおっしゃった違法状態をちょろまかして合法にしてしまうということは、これはものすごく違和感があると一般の人は感じると思うんです。その理由として、区がひょっとして指示を出していたかもしれないということがある。まず、これは区がそもそも出していたかもしれないというようないいかげんなことを言っているのがまず信じられないですけども、何でこれは事実を確定できないのでしょうか。

業者の方には、恐らく契約資料なんかがあると思うんです。行政の方の資料の保存期限が5年ということで、確認できないのはやむを得ないのかもしれませんが、行政として確認できないからそれまでみたいなことになってしまって、それがまず理解できないのと、それから、履行状況は良好だったということで、よくやっているからいいだろう。現場で今急にやめさせちゃうと混乱するから、臨時職員にしてもらえば許してあげようみたいなところは、そうすると、これは示しがつきませんよね。

違法行為を区が合法にしてあげるといようなにおいがぷんぷんとするわけで、こんなことがまかり通っているようでは、区民は区政を信頼しなくなるんじゃないか。そういう影響の方が大きいのではないかと思うんです。今回の場合はやむを得ないということでやっておられるんでしょうけれども、この継ぎはぎの措置が、他の区政に対する信頼性に与えた影響というのはものすごく大きいと思います。

それで、荒川の事件が起きたときに、すぐ翌日の新聞報道で、丸投げしているというような話が出ました。これは私も読みました。すぐそこで、本当は目黒区としては、うちの契約業者だからすぐにチェックしますと言えばよかつ

たんです。区長が記者会見を開いて、すぐにチェックしますというふうに言うだけでも、区政への信頼性というのは高まると思うんです。

外部委員会であるこういうところに指摘されるまでもなく、なぜすぐに点検すると言ってくれなかったのかなど。実際に点検が実効性が伴うかどうか、とりあえずこれから一生懸命やっていくとしても、まずやりますという姿勢が出なかったことに、区民の不信が募ると思うんです。

あえて私がここの緊急提言に盛り込んだ方がいいんじゃないかと申し上げたのは、区の方で実質的におやりになる姿勢がないので、それだったら、こちらから言った方がいいんじゃないかなど。もし、区の方がすぐに点検しますということを書いていただいたら、こんなことは言う必要はないと思うんです。それだけを申し上げたいと思います。

委員長 今のところは、委員のおっしゃるとおりで、そのところは強調して入れておくべきなので、そうなると、先ほどのおふたりもおっしゃったとおり、基本的には、4の(1)ののところの中に、2ページの頭ですけれども、「コスト縮減提案などの努力を求める方式とすることが望ましい。」「さらに」で行を変えてか何かで、また、再契約等の問題を踏まえて、要するに荒川の問題ですよね。荒川の問題を踏まえて、区は直ちに契約事務の履行状況をチェックし、経営のチェックをする必要があるんだと。それは入れておいた方がいいですね。

委員 それは賛成です。

委員長 そういう文言をここに入れましょう。

委員 再委託というのは、何か違法性を薄めているような気がするので、丸投げと書いた方がいいと思います。括弧でいいですけれども... ..

委員長 でも、そこはご指摘が出た上で、問題があるので、そこは具体的に今の一文を入れたいと思います。

委員 汚職と丸投げがあると、汚職して仕事をとるのが専門の会社ということだってあり得るわけですね。この会社がどうか知りませんが、そういう意味では、すごく重視すべき問題だと思います。自分のところは、実は実働部隊を持っていない。それで、贈賄するのだけが上手になって

いるという会社が方々で贈賄して仕事をとって、あとそこで地元でどんどん丸投げをしていくということは十分あり得ることです。

委員長 だから、具体的に書いた方がいいですよ。荒川区の贈収賄事件で指摘されたというふうな書き方をした方がいいんじゃないのかな。

委員 指摘されたというか、発覚したというか... ..。

委員長 発覚した、かんがみという形で、この問題について、契約履行状況を直ちにチェックをする必要があるというふうな一文を書いた方がいいです。

その上で、3ページ目のところのチェック機能の強化のところ、もう1度履行状況のチェックの方法について、一文、要するにこれも能力の問題が実は書かれて、たしか書いたと思いますが、2番目のパラグラフのところの後に、さらに履行状況についても具体的にチェックする方法について、これはまた、我々の方でやるということになりますか。それは後の方になりますか。

だから、この中に履行状況についてのチェックの方法について、今後検討を我々としては重ねていくという一文を入れるという形でよろしゅうございませうか。

では、それは今お話がありましたように、緊急提言、4の改善策の(1)ののところの2ページ目の頭のところですけれども、「望ましい」の後に、改行して「また」という文章を起こして、荒川区の汚職事件で発覚した丸投げという言葉でいいのかな。

委員 再委託。

委員長 業務の再委託問題にかんがみ、契約事務の履行状況を直ちにチェックする。その方がいいですか。

それから、3番目のところは、ここはどうしますか。これは、3番目の事案決定の徹底及びチェック機能の強化のところの最後の「チェックの状況を改めて徹底的に点検すべきである」という文章の次に、なお、履行状況のチェックについては... ..。

オブザーバー ここは、多分事案決定手続きをしっかりと決済をもらいなさいよということと、決済を回された側はちゃんとチェックしなさいよという意味のチェック機能、割と限定的に使っ

ているところなので、なかなか入れにくいところではあるので、もう少し工夫が要るかなと思います。

委員 ですから、緊急提言のところでは、あえてそれはいいんじゃないでしょうか。

委員長 わかりました。では、それは今1番のところに入れて、これは議事録が残りますから、本提言のときには、この問題を具体的になるべく検討していくという形で議論をしたいと思いますので、では、そうしましょう。そういうことで、今お話をしたような文言を入れさせていただくという形にしたいと思います。

それから、これから次の課題という形でいきたいと思います。

そのほかに、何かここがというところが何かございますでしょうか。一応皆様の方には、メールでご回覧をいただきまして、ご議論をいただきましたが...。何かありましたらご指摘をいただきたいと思います。

では、大体これでよろしゅうございますか。

(異議なし)

委員長 では、あと、これは今のお話が出ましたところを訂正をしたり、あるいは多少字句の訂正 一応字句の訂正のところは私は皆様にお送りする前にさせていただきましても、あと残りのところについては、それでは、私に一任ということによろしゅうございましょうか。

(異議なし)

これも、先ほどお話しいただいたことを踏まえて、先ほどの4の(1)の の2ページ目の頭のところ、あそこのところに1行、行がえをしまして文章を1つ入れるという形でいきたいと思っております。

その上で直すところは直して、緊急提言という形で早々に区長にこれを提言をさせていただくという形でいきたいと思っております。

また、この提言内容につきましては、ホームページ等々でも公表してまいりますので、早々にこれをやらせていただきますので、これによろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、議題(1)につきましては、これで契約事務

改善に関する緊急提言につきましては、これで一応今のところを文言等を直しまして、区長に提言をさせていただくというふうな段取りでいきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題の（２）の方に移らせていただきたいと思います。

ここまで例の汚職事件に端を発しました契約事務関係の報告書の内容、あるいは過去の問題等々のチェック等々をやってまいりましたけれども、ここから先は、今度は、今まではクリエイティブではなかったというわけではありませぬけれども、少し前向きにいきまして、今までのことをこのようなことが起きないようにしていくというようなことを考えていくということで、議題の（２）番目が、汚職の再発防止策等、これは、契約のあり方でありますとか、あるいは内部告発などの保護制度、あるいは倫理規定であるとか、あるいは特に口ききの問題をどうするかといったような、幾つか課題がございます。こういった問題について、第２のステップとして検討をしていきたいというふうに考えております。

議題の（２）番目でございますけれども、前回お配りをした論点整理表、先ほど話題になりましたが、これでございますけれども、契約事務の改善に向けた視点別整理表というのが委員の方々にはご用意をさせていただいておりますけれども、こちらをご覧いただきたいと思います。

緊急提言には、ここのところでできることということ盛り込んで、ほかに、先ほどご指摘もありましたが、改善すべき事項というのを盛り込んでおります。これについて、どう実現をしていくかということをご議論をいただくという形でございますので、今日は、これを踏まえてというか、今後、特にこれをどうやって進めていくかということを中心にご議論をいただきたいと思いますというふうに思っておりますけれども、検討の手がかりとしまして、目黒の職員の状況であるとか、自治体の改善策の状況であるとかというのを事務局の方にご用意をいただきました。これが資料２から５でございますので、これにつきまして、事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

行革推進課長 資料の2から5に基づいて説明をさせていただきます。

資料2の途中から任用制度、それから資料3について、区の懲戒処分及び汚職防止研修等の状況、それについては、私の後に人事課長から説明をいたします。

まず、資料2、区の組織・職員・任用制度等についてでございますけれども、最初に、組織図をおつけしております。区長部局ということで、区長のもとに、助役及び2ページ目の下の方に収入役というふうに書いているんですけども、補助機関として、そうした特別職がありまして、そのもとに、企画経営部をはじめ部がございます。

区長部局の部としては6部ということになっておりまして、例えば企画経営部のところに枝分かれして政策室、区長室、財政部がございますが、これは緊急重要な課題について、企画経営部の所掌事項を分担して機動的な対応を図るために設置している組織でございます。

そうした部のもとに各課がございますが、また、その下には係というようになっております。

全体は後で眺めていただきまして、トータルで、3ページ目の方に各部、課、係の数を入れております。部17とございますが、部局でございます。部局として17です。それから、課が76、それから係が365というような組織で本区は運営しております。

それから、4ページ目の方をお開きください。目黒区の職員の状況ということで、1つ目としては、職種別・年代別職員数の構成比をお示ししておりまして、目黒区の職員数、一番右に計として2,597としておりますが、これは、この目黒区内だけではなくて、地方自治法に基づく派遣といいまして、清掃の一部事務組合ですとか、特別区の事務組合の方に派遣している職員を含んだ数でございます。

それで、そうした職員の全体、グラフでお示ししておりますが、左上のグラフで全体の年齢の構成を見ていただきますと25歳以下というのが非常に少なく、このグラフでは2.8%、そうした中で46から50歳代とか、51歳から55歳代が一番多いような状況になっております。

ただ、これが、また職種別に見ますと構成が異なっておりまして、その全体の右側の事務系で見ますと、46から

50歳代が突出して多い状況で、25歳以下ですと、先ほどの全体と同じですが、2.8%というような状況です。

しかし、一方、全体の下福祉系で言いますと、一番多いのが36から40歳代、19.2%で、ほかの職種に比べれば比較的若い層が多い職種でございます。これは、年間で10数人程度退職者等が出ていたりして、新陳代謝が多いような職種についてはこのような状況になっています。

それから、6ページの方をご覧ください。6ページの方では、職種別・職層別職員数の構成比としておりまして、先ほど組織図をお示ししておりますけれども、それにも関連してくるんですが、全体で言えば、一般が40.9%、その上のクラスの主任主事層が35.3%というような状況で、ここの全体だけ見ればピラミッド的になっているんですけれども、右側の事務系を見ていただきますと、一般が16.8%で非常に少ないような状況でピラミッドにはなっていないということ、ほかの職種については、またそれぞれ構成比が異なっています。

それから、ただいま職層別、一般、主任主事、それから係内主査、係長、総括係長、課長、統括課長、そして部長というような職層でかなり多層になっているわけなんですけれども、それについての昇任制度等について、次のページからになっております。

人事課長 それでは資料2の7ページになります。今お話し申し上げましたけれども、特別区における行政系の人事制度（概要）ということで、これは我々職員が昇任していく経過を示したものであるということになります。

この基準につきましては、特別区人事委員会の統一基準ということで、特別区人事委員会と申しますのは、我々23区が合同で設置いたしました人事管理について調査研究をするところがございますので、そういうところで23区の統一基準ということで定めたものでございます。

ここに2級から9級というふうにございますけれども、当然1級というのもございますので、3級のところに、ローマ数字の 類、 類、 類とあるかと思えます。この 類というのは大卒程度で採用した場合、 類というのは短大卒程度で採用した場合、 類というのは高卒程度で採用し

た場合ということでございます。

類、類、類につきましては、これは一般職と言われておりまして、通常高校程度、短大程度につきましては、一定の基準、勤務評定によりまして3級まで昇任していくというものでございます。

4級につきましては、4級職と書いてある下に主任主事と書いてありますけれども、これは主任主事の級でございます。

その下に、短期、長期A、長期Bと書いてありますけれども、これは主任主事になる上での基準ということで、例えば短期で申し上げれば、3級職が7年以上の者が4級職を受けられる資格があるというものでございます。

5級につきましては、これは係長昇任選考ということで、ここの基準につきましては、主任主事が5年以上、次の6級、これは総括係長ということで、これは係長級が7年以上、年齢要件もございましてけれども、そういったものでございます。

7級職につきましては、これは管理職選考ということで、類、類がございまして。管理職選考につきましては、これは23区特別委員会の方で昇任選考を行うというものでございます。

それから、8級につきましては、統括課長というものでございます。

9級につきましては、部長級ということで、こういうような形で、順次それぞれ選考等を行いまして、昇任をしていくというのが特別区職員の任用制度というものでございます。

裏面の8ページでございます。人事異動の実施基準ということで、これは我々が異動する際に一定の基準を設けまして異動を行っているというものでございます。

我々の異動の仕方につきまして簡単に説明を申し上げますと、おおむね12月ぐらいに、異動希望調書というものを全職員に配付いたしまして、異動したい職場等があればそれを記入し、その調書とあわせまして、各所属の課長が面接を行うということになってございます。

その後、人事課とその各所属の課長とヒアリングを行っ

た上で、人事課が異動案を作成する。おおむねこれが大体2月から3月になるかと思います。

そういう中で、人事異動基準というのが書いてございます。要点だけ申し上げますと、この異動基準は、2番目の(1)対象職員と書いてございますけれども、主事の職層にある者ということでございまして、主事というのは管理職より下の職員というものでございます。そのある者のうちの同一所属ポストに3年以上在職する者とする。ただし、在職年数が3年に満たない者は対象外職員であっても特に必要と認める者は対象とする。これが対象職員です。

対象外職員につきましては、産休ですとか育児休業とか、お休みしている職員については対象にしませんよということでございます。

それから、2つほど飛びまして5番目でございます。実施に当たっての重点事項ということで、次の者は積極的に異動を行うということで、同一所属10年以上の者、それから、契約・許認可事務に3年以上従事する者ということで、この辺を基準にして異動を行っているというものでございます。

この資料は以上でございまして、続きまして、資料3の1ページということで、懲戒処分の一覧ということでございます。

懲戒処分につきましては、地方公務員法に基づいて行われているものでございまして、処分といたしましては、免職処分、それから停職処分、それから減給処分、戒告処分という4つの種類がございます。地方公務員法の中に、4つの処分があるということでございまして、ここにありますのは、平成11年度から16年度まで、合計で24件ということでございます。

この中で、懲戒免職についてだけおおむね簡単に理由を申し上げさせていただきます。

まず、平成13年に、公金等の私的費消ということで、これは公費を搾取したということで、金額的には300万円というのがございまして、この関係で本人は懲戒免職、それから、管理監督者責任ということで減給、戒告というものがございました。

それから、平成16年度、収賄行為、これは今回契約課長の事件でございます。

それから、その後、公務遂行に対する重大な支障等ということで、これにつきましては、ある職員が金融業者等に負債をしたということございまして、職場に対して多大な被害をこうむったということでございます。これにつきましては、平成15年度の一番最後のところに、公務遂行に対する重大な支障ということで停職というのが1つ前の年度にございますが、一旦停職処分をした後も、継続して同じようなことを繰り返したということで、本年に懲戒免職処分にしたという例でございます。

これについては、以上でございます。

それから、最後に、汚職防止に関する取組状況という2ページ目でございます。これにつきましては、汚職防止について、職員がこういった研修を行っているかというのを整理したものでございます。

1番目の方は、平成16年度の研修内容ということでございます。特別区職員共同研修と、目黒区研修の2つございます。特別区職員共同研修というのは、23区合同で研修所を持ってございまして、23区の職員が合同で研修するものというふうにご理解いただきたいと思います。

区職員といたしましては、新任研修ということで、これは当然新しく特別区に採用された職員につきまして、地方公務員法について、あるいは汚職等について、研修を行っているというものでございます。

2番目といたしまして、公務員倫理研修ということで、これも全区対象に年間5回、500名程度特別区職員研修所で行っております。本区におきましても、今回15名程度受講を予定してございます。

それから、目黒区の研修ということで、今年度、契約課長の件がございました後、汚職防止研修ということで3月30日に、係長、部課長の全職員を対象にいたしまして実施をいたしました。

それから、下の段に参りまして、清掃職員につきましても、昇任時等につきまして汚職防止等の研修を3つほど記載のとおり実施しております。

それから、2番目の人事課の取り組み経過ということで、これは今回の事件が起こった後、どういうことをしたかということの一覧表でございます。

これで説明を終わらせていただきます。

委員 この中で言うと、例えば16年度懲戒免職にある収賄行為は、契約課で何年ぐらいおやりになったんですか。

人事課長 3年半ぐらいだったと思います。

委員 やはり3年は超えているんですね。

人事課長 管理職につきましては、人事異動の実施基準を基本に考えているところですが、任命権者の考えによる場合ございまして、そういうような例は確かにあったというふうに思います。

委員長 続いて、資料の4と5を……。

行革推進課長 では、資料4でございますが、これにつきましては、9月17日の委員会の際に、先進自治体の事例の一覧ですとか、入札談合防止等の法制度について資料をお配りしておりますが、入札等監視組織については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、これに基づきます指針がございまして、その中で第三者機関の設置ということが言われております。

今回は、横浜市、東京都、千代田区、名古屋市の例を表にまとめております。横浜、東京都、千代田区については、工事ということで取り扱っております、名古屋市は、工事及び委託を対象にしております。

おおむね入札及び契約手続の運用状況などについて報告を受けるということですが、これに加えて、横浜、東京都、それから名古屋市については、工事に関する苦情についても取り扱うというような内容になっております。

それから、組織については、横浜が5人以内で、任期は2年、東京都は5名で、任期は2年、千代田は3人以内で、任期は2年、名古屋が5人以内で、任期は2年というようになっております。

委員会の開催は、年4回ですとか、東京都は1回、千代田は2回、それから、名古屋は3カ月に1回というような状況でございます。

2ページ以降に、それぞれ要綱をおつけしておりますの

で、後ほどご覧いただきたいと思います。

それから、資料の5でございます。他自治体の内部通報者保護制度の状況についてでございますけれども、千代田区、中野区、横浜市の例を表にまとめております。

対象がそれぞれ異なっておりまして、千代田区は、区、それから公社、受託請負業者の職員、役員、従業員及び退職者というふうに幅広うございますが、中野区は、区の職員、区長、助役、収入役、横浜市は、市の職員及び市退職者というような状況です。

それから、内容は省かせていただいて、通報先は、千代田は行政監察員（弁護士）ということですが、中野区は、総務課長または公益通報相談員というように内部の職員を含めております。横浜市は、千代田区と同様外部の弁護士資格を有する方などから成る委員会を設置しております。

それで、調査については、千代田は、外部の行政監察員が行っておりますけれども、中野区は、区の職員が調査をするような形になっております。横浜市は、千代田と同様に外部の委員会が調査するよう形になっております。

この対応としましては、報告を受けて公表したり、それから、告発したりというふうにそれぞれございます。

それで、運営状況について問い合わせをしましたところ、千代田区については1件の実績がこれまでございまして、その内容としては、古紙回収業者へ手心を加えているのではないかなというような通報があったそうなんですけれども、これについては、受理して調査した結果、そうした事実はなかったというようなことでした。

それから、中野区については、15年度の公益通報の状況が中野区報という広報紙に出ておりまして、3点ほど実績がございまして、臨時職員の扱いについての不適切な対応ですとか、それから、職員が交通機関の利用に関して、通勤手当について不正な受給をしているとか、それから、庁外職場での休暇の処理に不適切な例があったとか、そのようなことが通報されておりました。

それから、横浜市については3件ほどあったんですけれども、1件受理して、不受理が2件というような状況で、受理した内容については、人事異動発令日の辞令交付式ま

での間は、新旧どちらに着任している状況がよろしいのかというような内容でした。

いずれもそれぞれ通報者の保護ということはもちろん規定しているところです。

それぞれの要綱については2ページ目以降に、また、制度の仕組みについてもおつけしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。ただいま説明をいただきました事項がございます。それから、皆様の方に、委員から要望がございまして、横浜市の改善状況資料というのがございます。これからやっていく入札を初めとする契約制度の改善の仕組み、それから内部通報者保護制度、さらには、外部からの関与、口ききをどういうふうに対応していくかといったような制度、仕組みづくりというのをこれからやっていくわけでございますが、調べてみますと、横浜市が今のところ一番制度的に進んでいるようでございまして、委員の方からご指摘をいただきまして、参考に横浜市の改善状況資料をお配りしております。

いずれにしましても、我々としても、これら先進自治体の事例を参考にしながら、目黒は目黒独自のものというのをこれからつくっていかねばいけない。当然事件というものの教訓を生かしつつ、また、ここまでの我々の委員会の議論であるとか、あるいはヒアリングであるとかというものを活かしながら、望ましい制度というのをこれからつくっていかねばいけないわけでございます。

前半の調査報告書の検討でありますとか、契約事務内容の再検討的な部分につきましては、小委員会をつくっていただきまして、ご専門の立場からいろいろ調査検討をしていただきました。資料等の整理もいただきましたし、それが今回の緊急提言という形に活着しているわけでございますけれども、これから今度は次のステップ、先ほどお話をしましたように、制度、仕組みの方をつくっていくというようなことございまして、先ほど委員からもご指摘がありましたとおり、チェックの仕組み等々をさらに考えていかなければいけないというようなことで、課題は数多くあるわけでございます。

効率的にといいますか、前半の方では、ご専門の立場からチェックをしていただくというのが非常に効果的に機能をいたしましたので、できれば、この部分につきましても、また小委員会をつくって、基本的な部分のチェックとか、あるいはたたき台づくりというものをさせていただくということではいかがでしょうか。

今回、2人の委員にお入りいただきまして、副委員長を初めとして、法律の専門家にお入りいただきましたものですから、その点は心強いかなというふうに考えております。

ここからしばらくの時間で、これからこれをどうやって進めていくかということをご議論をいただきたいと思えますし、ご要望事項とか、こうすればいいのではないかということがあれば、お話をいただければと思います。

課題としては、1つは、契約制度の改善策、特に再発防止のための改善策、もう1つは、内部通報者保護制度、これはある程度ひな型ができてきたかな、ある部分もあるかなという感じもいたしますが、これは入札制度の監視組織の問題、これは今回の緊急提言でも研究をして、これは引き続き本提言で出すという形になっています。

これは制度として確立を必ずしもしていないところがありますが、外部の関与、口ききの問題、これなんかをどう扱っていくか。制度としてできるものなのかどうか。私なんか、中央官庁の対応をどうしているかといったようなところがございますが、これなんか、今回の事件などで若干かかわってきたようがございますので、この辺の問題を含めて、それから、全体としては、職員倫理制度的なものということで、これらをつくっていく。

恐らくプロセスとしては、先進自治体を調べつつ、それから、当区での課題は何かといったようなものを調べてチェックをして、何が必要かというものをに入れて制度づくりを行うという形になるのかなと思います。

委員 先ほど述べましたのは、契約制度について、今後どうするかの話の中で言うと、チェックシステムをどうするかという話は当然そこに含まれてくるわけなんですけれども、それで、今度、また再度小委員会を開いて、また、契約関係について、どういうふうな点検を行っているのか。点検

の実態というのが1つあります。

それから、この間入札制度をどういうふうに運用されているのかという予定価格の問題をちょっと見させていただいたんですけれども、さて、そうすると、今度は見積もりをどういうふうに持ってきて、そして、今度は契約が行われた後請求書はどのような形になっていて、そして、後のチェックはどういうふうにしているか。ここの一連の流れについてを具体的に実際の状況というものを小委員会の方で見させていただきたい。

それと、現実には今度は、一体どの程度のことか点検できるのか。要するに、まさか給与台帳を見せろというのなかなか難しいだろうし、そうかといって、何も相手からの資料がなかったら、これもやっていますか、やっていません、こういう話では、これも点検にならない。

そうすると、現実には点検制度というのはどういうことが可能なのかということについてを、今の現実にはどういうことを資料として提供していただけるかどうかの実情というものを小委員会の方でヒアリング、もしくはチェックをさせていただいて、我々の方でまた整理をする部分を考えてみたいんです。

委員 長 入札とかチェックの方は、小委員会の方が、この前の流れからいくと適当でございますよね。

委員 そうですね。ですから、また、前回と同じように、別個小委員会の方でやらせていただくということで… …。

委員 長 もう1つ、特に職員倫理、それから、不正防止の内部通報者保護制度といったようなところは、法律系の委員の方々でお考えいただくかなと… …。

委員 賄賂汚職についてというのは、理想はあるけれども、本当にこれはとめるのは難しいところで、だから、我々が、例えば中国みたいに賄賂で死刑があるというような、むちゃくちゃ厳しいような制度を持っているところで、それでもまだあるんですけれども、職員の方々、公務員の方々に対して、どのぐらい 表現は悪いけれども、不信感を持ってつくるかというのが1つありますよね。全くこの人たちは、人を見たら泥棒と思えみたいな感じで考えていくと、どういうような対策、対応ができるか。

ところが、もう一方で、我々は区の職員の人たちを信頼しているわけです。その信頼の原則の上で、どの程度のところでこれをおさめるかというか、余り露骨な形で作るのではなくて、少し精神面も入れたようなところでつくっていくか。その辺のところのあんばいというんですか、それは、多分2つたたき台をつくって、それでどうしましょうかという形になっていくんだらうと思うんですけれども、その辺をこの場で方向性としてどの辺でというのがもしご意見が出るならば、それに合わせた形でやっていきますし、それがないのであれば、一方では物すごく厳しいものを考える。もう一方では、信頼をしたところでつくっていく。どうしましょう。

委 員 ちゃんと仕事をしてくださるというのは当然のことで、その信頼がなくて、言うならば、一々すべて不信を前提とした制度というのをつくると仕事は進まないとは思っています。ですから、基本的にはご信頼申し上げる。ただ、ご信頼申し上げるけれども、外してはならない枠組みについては骨太に打ち出して、そして、そのために必要な点検制度も、実は点検制度というのは、全件点検というのはいないので、無作為抽出でもないけれども、いつ、そういう目に遭うかわからないというふうにしておかないといけないわけで、それで、信頼の上に成り立っているがゆえに、それに違反したときには、かなり厳しい対応があり得るというふうにする以外にないのかなという気がするわけです。

これは、例えば業者についてもそうなので、業者のやることを一々一挙手一投足全部縛るようなやつをやったっていかんともしがたいので、これは頼まれた業者はきちっとやってもらうということを信頼しないといけない部分もありますが、かといって、それに違反したようなことがあったときには、厳しくやる。

さっき9カ月ですかと言いましたけれども、法律では24カ月が最高になっていると書いてありましたけれども、横浜なんかでは、今度は原則24カ月の指名停止となっているみたいですし、そういう意味では、その信頼を裏切ったときのペナルティーというのはかなり大きい。

これは、政治家に対してもそうで、1票を得て当選した

人たちですから、ちゃんと仕事をするということを前提としてやらないといけないけれども、でも、変なことをやった人は政界から永久追放するというふうにはしないといけないわけですから、そういう意味では、その辺のバランスを刑法のご専門家なので、ぜひその辺をうまくバランスをつくって... ..。

委員長 実効性がないといけない。実効性がないと意味がないので、だから、余り縛り過ぎて細かくすると、逆に今度はいけない。細かくすると、今度は抜け道をそれが結局示唆するみたいなのところができたりするし、それから、物が動かないというのではまた困るし、結局のところは、実効性をどのぐらいのところ担保するかというのはなかなか難しいところがあるんですけれどもね。

委員 その裁量制の問題なんかでも、創意工夫の余地を残しておくという意味では、裁量の無い仕事を職員にさせるわけにいかないんですよ。だけれども、変なことをする裁量では困るということなわけで、今委員長がおっしゃったように、ともかくやる気をなくしたり、一挙手一投足みたいな形ではなくて、基本のところをきちっとやった上で、それは伸び伸びやっただかく。これは思い切って伸び伸びやっただかかないと、脅えながら仕事をしているんだったら仕事にならないわけですから、基本を踏み外さなければ思い切りできる。

教員なんかの問題で、これをするな、あれをするなと学校で今みたいにやれば、教員はやる気をなくして萎縮するだけなわけですから、そういう意味では、守ることを守っていただければ、自由闊達に仕事をやっていただけるといような組み合わせでぜひ... ..。

委員 恐らく大多数の人は、まず縁のない話でしょうけれども、ちょっとしたすき間に入ってくるんでしょうね。それが非常に怖いんです。それがだんだん今回の事件の裁判でゆでがえるとか何とか書いてありましたけれども、最初にちょっとしたしたら、徐々に金額がふえてくるというか、待遇がよくなってきて、気がついたらどっぷりつかっちゃうという、そういう部分というのは、そのところをどういうふうにもうまく制度的なチェックとかそれに乗せるかとなると思う

んです。

委員 研修で、収賄してはいけませんよということを教えるだけではだめなので、贈賄する人というのは、非常に上手なんです。懐に飛び込んでいくのが非常に上手、ちょっとぼーっとしていると、いつの間にか懐に入られてしまっている。そういうノウハウなんかもちやんと心理的な側面を含めて、だって、役所に勤めておられる方は、公務のために働こうと思って働いた方なので、みんな善男善女が多いわけです。善男善女というのは、だまされやすい、あるいはつけ込まれやすいんです。

だから、そういう意味では、汚職防止研修なんていうのは、過去の例なんかも、今度の契約課長なんかも、どこで転落したのか知りませんが、かなり早目に手をいつの間にか打ってきているということで、その辺のところにはさかのぼってちゃんと研修をしないと、したがって、委員もずっと点検なんかのことも言っているけれども、すべて物事は具体的なので、具体的なところからちゃんと研究して研修なんかもしないと、贈賄する人は人がよさそうに見える、実に上手に飛び込んでくる。

そうでないと、みんな悪いとは思っているんですから、最初から悪そうに來れば、こいつとはつき合わない方がいいと思っているわけですから、その辺も意外と再発防止の問題は結構重要な問題ではないかという気はするんです。

委員 金額が大きいと意外とばれないんですよ。文科省のお役人さんなんか、20万30万ですものね。目黒区の場合は、200万というのは、金額が大きいですよ。もっと大きなのは、3億円とかというわけですけども、そうになると賄賂性がわからなくなる。

オブザーバー 職員の立場から言いますと、なかなか最後の汚職するかどうかという部分に、個人の倫理的な問題になってくるのはかなり大きいんですけども、それ以前の問題として、それに至らないような倫理の枠みたいなのは、逆にある意味であった方が楽です。我々は今なくても、常識的にこれはしなくちゃいけないなということがより明確になれば、ある意味では、私たちを守る基準ができるというのは楽だなと思います。

2つ目は、自分たちが仕事をやっている上で、これはおかしいなというのを気づくことがあった場合に、通報制度の保護ではないですけれども、そういう道があってほしいなと思います。

それからもう1つは、そういう状況が起きやすい場面、例えば今回で言えば、OBの方のお話とかがあったというふうにいる報道されているわけですが、その辺というのは、私どもからすれば、ないような形があれば仕事はしやすいというのは、これは明らかに言えるような気がします。

ただ、どういう制度がいいかというのは難しい話であると思いますけれども、我々職員の立場から言えば、ある種倫理の枠があった方がいいのかもしれない。

2つ目は、それを自分が何か違うなと思ったこと、違法だった場合は告発しなくちゃいけないということはありませんけれども、その辺のときの対応ができることです。

3つ目は、そういうような状況に陥らないような制度といいですか、そういうのがあればいいのかなとは思いますが。そういう意味で言うと、横浜みたいなのが考えられるのかなというのは、職員の立場から見ても思います。

委員 恐らく官公庁でも、それから、会社なんかでもそうですけれども、内部通報者制度みたいなものを設けるとすると、役所のラインにつながるところに通報先を設けても絶対だめです。そこがもともたかもしれないんだから、怖くて通報なんてできないですから、それは目黒区でもそうでしょう。亡くなった人のことを言わないけれども、あのタイミングで亡くなるというのは、それなりの推測は働かざるを得ないわけで、そうすると、内部通報者制度なんていうのは、必ずその組織の外側の本当にそこに話を持っていっても通報者が保護されるところでないだめなんです。

だから、例えばだめな会社なんかは、退職防止なんて言って、上役が部下の面接をしるなんて、ばかな指導をしているわけです。その上役が嫌だからやめたい人に、上役に面接なんかをさせたりしたら、もっと早くやめちゃうわけで、あるいは上役のおかげでうつ状態になっているのに、中に健康管理室なんて設けて、そこに精神科医がいるから

そこに相談に行けなんて、だれも行かないんです。

そういう意味では、内部通報者制度というのはいろいろあるけれども、どこに通報できるのか。千代田区なんかは、行政監察員の弁護士さんか何かのところに言いについて、区長が取り上げないときもこの人が公表できるとか、いろいろな制度になっているみたいですが、そういうのは内部通報制度とセットになっています。

委員長　ここでいくと、セクハラの規定で、セクハラはどこへ持っていくかと。これは学内で処理というけれども、学生が信頼しないです。だから、外部へなるべく出す、中立なところへ持っていくという形にしておかないと、信頼性がなくて、そこで、実際そんなことをしなくても、居づらくなるんじゃないかという認識がどうもある。それは私も前に学生部長だったときに言われたことがあって、それで言わなかったというのがあって、その制度がきちんとしないと、そういった面では… …。

もう1つは、例えば今のは制度の話ですが、例えば口ききの話というのは、制度で何とかという話ではないんですね。だからこれは、例えば中央省庁なんかを見ていると、それなりの知恵というとおかしいけれども、電話から何か全部メモをとっておくというのは、割と中央省庁で、財務と、それから経産はそれを昔からやっている。全部そういうのをとってありますと、そういうのもあるのかな。

それは制度ではないです。ガイドラインみたいなもので、これはそうなんだけれども、制度できちっとやる部分と、それからもう1つ、ガイドライン的なものを定める部分というのがあるのかなと思って… …。

もう1つは、口ききみたいところは我々の得意分野というに変なんだけれども、我々が割と制度でどこにも載っていない話なんですよね。私も役所の関係者をいろいろ知っていて、それから、役所出身の議員なんかを知っていて、どうしたらいいのと行くと、こうします、ああしますという話は聞くので、それを調べてくるかなというのがあるんですが、どうしましょうか。それをやりましょうか。

では、私の方で、外部関与の口ききの問題なんか、ほかの自治体なんかはどうしているとか、それから、中央の

役所の方はどうしているか、政治家のところも意外とやっ
ていて、それは逆で、口ききではなくて、頼まれたことを
電話がかかってきて陳情があったものは全部メモをとって
いる。だから、かけたことを知らないと言われるとあれな
ので、それは絶対出さないですけれども、メモは大体とっ
ています。

それを私たちとでやりましょうか。それは制度、仕組み
を調べてという話ではないものですから、では、それぞれ
得意分野で3つ、効率的にやって、それを時々すり合わせ
をしながら、恐らくオーバーラップするところが出てくる
んだと思うので、そういうやり方でやっていきましようか。

事務局は煩雑になって大変かもしれませんが、な
るべくご面倒をかけないように、いろいろご苦労をおかけ
しますけれども、我々としても、なるべく効率的にやって
いきたいと思えます。

では、そういう感じでやっていきたいと思えますので、
これからは、とにかくいい制度をつくっていく、仕組みを
つくっていくという方向でいきたいと思えます。それで、
機動的にいった上で、時々本委員会を開いて調整をする。
調整をしながら、最終提言に向けて議論を高めていくとい
うふうにやっていきたいと思えます。

今の通報者制度の問題で、シンポジウムがちょうどま
いぐあいに委員のところであるようで... ..。

委 員 では、簡単に、こちらの仕事を引き受けさせていただ
いたところに、ちょうどブリティッシュ・カウンシルから、
イギリスで、日本がつくった公益通報者保護法の1つのモ
デルとして参考にされました公益開示法が制定されるに至
って、非常に大きな役割を果たしたN G Oのパブリック・
コンサーン・アット・ワークというのがございまして、そ
この中心人物の方がいらして、イギリスでの事例、それか
ら、日本での事例などを紹介されながら、同時に事務局の
方でつけてくださった資料にパネリストのプロフィールが
出てございますが、国内外のさまざまなご活躍の方々から
いろいろなご意見等を聞けるという機会でございます。

もし、関心がございましたら、ブリティッシュ・カウン
シルのウェブサイトで簡単に予約ができますので、どうぞ

ご利用ください。

機会をいただきまして、どうもありがとうございました。

委員長 事務局も参加するとおっしゃっていましたが、できればご参加いただきたいというふうに思います。別に参加手続はする必要はあるわけですか。

委員 一応予約をしていただければということをお伺っております。ブリティッシュ・カウンシルのホームページ、2枚目の資料のところに、予約申し込み専用オンラインフォームというのがあるのですが、ウェブサイト上ではここをクリックしていただくと、アロケーションフォームになっております。

委員長 ご参加いただくようでしたら、ご自身でいただくか、あるいは場合によってはこちらにご連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

委員 こちらのイギリスの公益開示法に基づきまして、かなり相当数の事例が、英語なんですけれども、出てございます。日本ではまだ数件だということで、これはどういう状況が想定し得るのかというところは参考になるかと思えます。

委員長 それでは、次回でございますけれども、とりあえずしばらく小委員会の動きという形になるので、本委員会は後で調整というふうにしましょうか。

それでも、11月から12月にかけてのところでは、1回考えますので、またよろしく願いをいたしたいと思えます。また、日程表をお回しして、調整をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、あとは何かよろしゅうございましょうか。

ちょうど時間でございますので、本日はこれで終わりということさせていただきますと思います。

傍聴者の方、申しわけございませんけれども、今日の契約事務改善に関する緊急提言というのは、完成版の方はもうすぐホームページの方でご覧できるようにいたしますので、ご回収の方をご協力をよろしく願いいたしたいと思えます。

では、本日はどうもありがとうございました。

(午後8時50分 閉会)